

# STOP ハラスメント

ひとりで  
悩んでいませんか？

休み時間に  
ともだちが  
性的な話ばかりしてて  
嫌だな…



クラスのSNSに  
わたしの悪口が  
ずっと書かれてる…



もしかしたら  
それは  
ハラスメントかも…

✎ ハラスメント相談員への相談は、  
面談、電話、メール  
いずれでも受け付けます。  
また、所属の学科・コースを問わず  
相談できます。

## ✓ ハラスメントを 受けたと感じたら

一人で悩まないで、周囲の人に  
相談しましょう。  
勇気を持って「嫌だ」という  
意思を言葉や態度で  
伝えましょう。  
本学のハラスメント相談員に  
相談しましょう。



レポートの指導を  
お願いしたのに  
私だけ  
指導してもらえなかったな…

なんで私だけ  
長時間  
怒られ続けたのかな



わたしたちに  
相談して  
みませんか？

## ✓ ハラスメントを受けている友人がいたら

友人の相談にのりましょう。  
本学のハラスメント相談員に相談に行くことを  
勧めましょう。  
必要なら一緒に行ってあげましょう。  
実際に目撃した場合は、証人になりましょう。

長崎短期大学  
ハラスメント防止  
・ガイドライン  
・リーフレット



長崎短期大学 ハラスメント相談員

所属	氏名
地域共生学科	太田 茂美
地域共生学科	近藤 直美
保育学科	中尾 健一郎
保育学科	滝川 由香里
専攻科	陣内 敦
専攻科	末岡 まゆり
事務局	田村 耕二
事務局	岩崎 節子
保健室	木寺 友紀
学生相談室カウンセラー(学生対応)	近藤 由香里

連絡先(長崎短期大学)

Tel. 0956-47-5566(代表)

E-mail. njc★njc.ac.jp

★を@に変えてください。

# ハラスメントとは・・・

ハラスメントとは、相手の人権を脅かす発言や行動です。おもに以下のような例がハラスメントに当たる行為です。また、以下のような行為をソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や電子メールで行う場合も該当します。

## セクシュアル・ハラスメントの例

- ・容姿や身体上の特徴を話題にすること。
- ・性的な冗談を言ったり、からかったりすること。
- ・性的な経験などを質問すること。
- ・卑猥なポスターなどを貼ったり、見たりすること。
- ・パソコンのディスプレイに卑猥な画像を表示すること。
- ・相手の身体をじろじろ見ること。
- ・食事やデートにしつこく誘うこと。
- ・身体に必要以上に接近したり、触れたりすること。
- ・性的な内容の電話をかけたり、メールを送りつけること。
- ・性的関係を強要したり、ストーカー行為をすること。
- ・性別でお茶くみ、掃除、食事の後片付けをさせること。
- ・コンパの時に、お酌やカラオケのデュエットを強要すること。
- ・性別で、研究やレポートを低く評価すること。

## アカデミック・ハラスメントの例

- ・正当な理由なく、文献・図書や機器類を使わせないこと。
- ・正当な理由なく、研究テーマを与えないあるいは研究テーマを強制すること。
- ・学位や単位認定に関して不公平・不公正な対応を取る。
- ・相手の意思に沿わないような進路を押し付けること。
- ・指導教員が学生の必要書類にみだりに押印を拒否すること。
- ・研究や指導を名目に、学内外を問わず深夜に呼び出したり、自宅を訪問したりすること。

## <アルコール・ハラスメント>

- ・飲み会等で参加者に飲酒を強要すること。
- ・酔いつぶすことを意図して、「つぶれ部屋」などを用意した上で飲み会を開くこと。

## <性的少数者に関するハラスメント>

- ・性的少数者を不当に揶揄して不快感を与えること。

## パワー・ハラスメントの例

- ・多数の者がいるところで罵倒すること。
- ・業務の指導の範疇を超えて、心身を傷つけ、人権を侵害するような発言や行動をすること。
- ・仲間はずれにすること。
- ・悪意から、意図的に昇進・昇級を妨害すること。
- ・故意に、相手が嫌がる部署に配置転換すること。
- ・相手の存在を認めないような態度をとること。
- ・相手の評判を落とすようなことを言いふらすこと。
- ・断りにくい立場にある特定の人を酒席に誘うこと。
- ・そこに居合わせない特定の人を中傷すること。
- ・特定の人容姿を誉めたり、けなしたりなど身体的特徴を話題にすること。

## その他のハラスメントの例

### <妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント(休学含む)>

- ・解雇すること。
- ・降格させること。
- ・不利益な配置の変更を行うこと。
- ・就業環境を害すること。
- ・減給をし、または賞与等において不利益な算定を行うこと。
- ・昇格・昇進の人事考課において不利益な評価を行うこと。
- ・不利益な自宅待機を命ずること。
- ・期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと。
- ・あらかじめ契約の更新回数の上限が明示されている場合に、当該回数を引き下げること。
- ・退職、または正社員をパートタイム労働者等の非正規雇用社員とするような労働契約内容の変更の強要を行うこと。
- ・労働者が希望する時間を超えて、その意に反して所定外労働の制限、時間外労働の制限または所定労働時間の短縮措置等を適用すること。
- ・学生に対して、妊娠・出産・育児・介護等を理由として、不当な扱いをすること。